

第二十四回 参議院大蔵委員会会議録第九号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)午前十一時二分開会

委員の異動

三月十二日委員青柳秀夫君辞任につき、その補欠として西郷吉之助君を議長において指名した。
本日委員西郷吉之助君、大野木秀次郎君及び大矢半次郎君辞任につき、その補欠として青柳秀夫君、平林太一君及び川村松助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 賢一君
理事 山本 米治君
岡 三郎君
土田國太郎君

委員 青木 一男君
井村 青柳 秀夫君
木内 四郎君
菊田 七平君
白井 勇君
西川甚五郎君
藤野 繁雄君
平林 剛君
木村禧八郎君

政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君
大蔵省主計局次長 富川新一郎君
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君

事務局側 食糧府長官 清井 正君
常任委員 上林 英男君
会専門員 木村常次郎君

説明員

大蔵省主計局主計官 中村 正路君

水産庁漁政部漁船保険課長 中村 正路君

○委員長(岡崎賢一君) これより委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、委員の異動がござります。昨十二日付をもって委員長に就いたしました。また本日付をもって、委員西郷吉之助君、大矢半次郎君、大野木秀次郎君及び川村松助君が辞任せられ、その補欠として青柳秀夫君、平林太一君が委員に選任されました。

青柳秀夫君が辞任せられ、その補欠として西郷吉之助君が委員に選任されました。また本日付をもって、委員西郷吉之助君、大矢半次郎君、大野木秀次郎君及び川村松助君が辞任せられ、その補欠として青柳秀夫君、平林太一君が委員に選任されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎賢一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岡崎賢一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(閣法第八号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(閣法第八号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

○委員長(岡崎賢一君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則によりまして、本会議

における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成等につきましては、われわれは運びを失したのではないいかといふ

慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(岡崎賢一君) それでは所得税法の一部を改正する法律案(衆第一号)を議題といたします。

云々という形で提案されておりま

すが、この点につきましては、われわれは運びを失したのではないいかといふ

強い感覚を持っておるのであります。

それから今回の改正が昭和三十一年度におきまして一五%から一七・五%つまり七月一日からの二割ということになります。この点につきましては、いま少し財源を捻出して四月一日から実施してもらいたいという強い希望がありますし、さらに昭和三十二年度において租税制度を全般的に検討せられるということになつておりますので、その際は二〇%を二五%程度に引き上げてもらいたいという考え方を持つておるものであります。またこの減税の財源に充てられておるところの交際費の損金不算入措置の拡大という点についても、もっとこれを拡大して財源を捻出しても、現状においては無理はないのではないか、どう考えております。それは最近の金融事情等にかんがみまして、従前は金融を受ける側が平身低頭しているのと接待その他をするということが見られたのであります。それは主客転倒いたしまして、金を貸す方が下座になつておるというふうな工合で、諸事万端情勢といふものが二十八年度当時とは變つてきておるというふうな点を考えておるものであります。それから退職金の引当金を積み立てるこの限度額を百分の百から百分の五十に制限したという点についても、やはり財源の捻出上においては無理ではないかと

いうふうな感想を持つております。砂糖に対する関税の税率を引き上げると、いう点については先般の法案について意見を申し述べております。以上において、財源の捻出においても相当無理があつて、眞に労働者全般についての減税にふさわしい内容にあるとは申されません。しかし私は、以上の諸欠点を持つておりますが、本法案がこの百分の十五に相当する金額を百分の二十とし、そうして最高八万円を控除すると、いう方針をとられたことについては、不満であります。が、賛成を申し上げる次第であります。

なお今後の希望として、十分これらの方針について検討せられて、眞に税を負担するところの労働者、給与所得者が納得するような方法において今後とも善処せられることをお願い申し上げまして、討論を終ります。

○土田国太郎君 本案には賛成いたすものでありまするが、私の意見といったしましては、本年の八万円限度二〇%というのを少くとも十万円限度の二〇%へ持つていってもらいたかった、こういうことが考えられるのであります。それと合せまして、中堅階級の所得権はいかにも高過ぎる、こうしたことについては国会においては何人も議論をせられないようでありまするが、納める方がらいかにも比率が高過ぎるから何とかこれは方法はないかといふようなことを、しょっちゅう私どもは聞くのでありまするが、どうかそういう点につきまして政府は親切に考慮お、この控除率引き上げに対しまする面は、まあ勤続者がそうなんでありまするが、私は最近あわせて中小企業者が

今度の税率引き下げに何らの恩典をもあずからつておらない現段階におきまして、士農工商を通じて一番困つておるのには中小企業者であります。それが何よりも対策を適切に考へるべきものであるとこう思つてあります。私が申し上げることは、非常に私どもは遺憾であるのであります。これらについても政府は対策を適切に考へるべきものであるが、この高い税率のほかに事業税というようなものも負担しているのでありますから、来年三十二年度の税制改正をおきましては、中小企業者の法人税、所得税並びに事業税等につきまして、政府は特段なる考慮をわざらわしてもらいたいということを要望するのであります。なお、この財源でありますのが、私は交際費といふことにつきましては、損金不算入になつた額はわずか十億程度のものであるといふ説明を受けておるのでありまするが、しかしながら、このわずかな金額を不算入扱いとしたということは、資本蓄積が不必必要になつたのではないかといふ感覚になつたのではないかといふ感じを一般民衆に与えるのではないから、いう感があるのであります。こういう点はよく為政者はお考えになつ方がよろしいと思うのであります。

規則等をお作りになりますときにも、私はこの取りくましつきましては、大企業と中小企業とを区別いたしまして、特別の施行規則をお作りになるのが妥当ではないか、こういうふうに考えるのであります。どうかその点は十分一つ大蔵省は御注意にあずかりたいと思うのであります。

それとあわせて、この今回の減税政策は、表面は所得者の減税はいいのでありまするが、裏へ回りまするとみなその際に犠牲になる者がありまするので、いろいろなことは、まあ欺瞞政策と見られるようなことになるのでありますから、私は為政者として十分御注意あつてしかるべきものではないかと考えられるのであります。なお、この財源につきましては、こういうようない直接あまり業でない業態に影響を及ぼすよりも、特別措置の中にも、あるいはまた一般所得税の中に、公平適正でないと思われるのもたくさんあるのですありますから、こういうものこそ今度の財源に當てらるべきものである、ということの感を深くするものであります。でありますから、どうか三十二年度の税制大改正に際しましても、これらの諸点について十分政府の考慮を要望するのであります。

最後に申し上げておきたいことは、今回のこの財源措置につきまして、政令によりまして七十八億と、どうなふれ国会とも手のつけようのない方法でありまするが、こういうことは、われわれあり、また国民といたしましても、政府は国会の承認を得ない方法をもつて、

うなことは、はなはだ私はこの運営につきまして不安を感じざるを得ないでありますので、こういうことは、私は国会として十分研究の上善処すべきものではないかということを考えられるのであります。

以上申し述べまして私の討論にかえり次第であります。

○本村福八郎君 私は所得税法の一部を改正する法律案に反対いたすものであります。

反対の理由の第一は、現在の税制は、いわゆる資本蓄積に重点を置き過ぎる、また資本蓄積に名をかりて租税負担の公平の原則が意識的に無視されておるという点であります。この点をまあ是正しようとして、その一環として勤労控除一五%を二〇%に引き上げ、百五十一億減税しようとするのが本案のねらいであります。それはきわめて不十分であるという点であります。資本蓄積に名をかりて租税負担の公平の原則がじゅうりんされておる点は、第一に、申告納税と源泉徴収、給与所得税との不均衡、第二は勤労所得と不労所得との不均衡、それから法人特別措置と中小法人との税金の不均衡、さらに法人間においても大法人と中小法人との不均衡等々、租税負担の公平の原則が著しくゆがめられておると思うのです。これまで日本の経済が正常化していない、そこで資本蓄積に重点を置いたという根拠に立つならば、少くともこれまでは一応是認されるといたしましても、すでに經濟が正常化したと政府は言つておるのですから、そういう点に立てば、この不均衡はここで是正されなければならないわ

けですが、特に資本蓄積に名をかりて、税制面から大法人に著しく減免措置を講じておるということは、各國の税制における資本蓄積政策から見ましても、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダ等の税制面における資本蓄積政策から見ましても、あまりに特典を与える過過ぎておると思うのです。この点に根本的な税制改革を行わなければならぬのに、この点に手を染めてないといふことが反対理由の第一であります。

第二の反対理由は、この法案の意図する給与所得者の負担が他の所得に比べて特に重いと認められるから、この点の不均衡を是正しようというが今回の一回の税制改革の意図であると言つていますけれども、一五%を二〇%に上げただけでは不均衡は依然として残つてゐるわけです。少くともシャウブ税制度改革前の二五%最高限度十万円までは、この際とりあえず引き上げるべきであると思うのであります。その点については、政府の方では財源がない、二五%十万円まで上げますと、今回の平年度で約四百億円余財源が要るといわれていますが、しかしその財源は決してないわけではないのであります。たとえば租税特別措置法による減収額は、期限の定めのあるもの二百八十九億五千万円、期限の定めないもの五百九十六億五千万円、合計八百八十六億円に達しているわけです。従つてこの方面について改正を行えば、必ずしも私は、今回の改正よりも平年度において約二百億新たに財源を調達すればいいのであります。その財源調達の方途はないわけではないし、財源がないのではなくて、ほかにあるのであるけれども、その財源をこちらの減税に向

けないというだけに過ぎない。その点で、二〇%最高限度八万円まで引き上げるのではなくては不十分である、依然として不均衡は是正されない。特にこれが地方税にまたね返ってくる。そのことを考へると、不均衡はちつとも是正されおりません。また必ずしも国民所得の比較において不均衡を考へることは当らぬかもしませんが、大体は現在の不均衡の状況はわかると思うのですが、三十一年度の分配国民所得は、勤労所得が三兆四千六百三十億、個人業種所得が二兆五千九百億で、勤労所得は個人業種所得に対して三四%の増加であります。ところが税金の方は、勤労所得税一千九百九十六億に対して申告納税は六百二十七億、これに地方の個人業種税百七十八億を入れましても二倍以上であります。所得が三四%しか多くないのに税金になると二倍以上になる、こういう機械的な比較だけでは、正確にその不均衡を表わす部分が勤労所得税になつてゐる。これを是正しなければなりませんので、二〇%八万円程度に上げたんでは、不均衡は依然として非常に大きく残つております。そういう意味で賛成できないのであります。

されしていくのであります。不均衡を是正しておいてその財源を大衆にまた転嫁している。こんな私は不合理なことはないと思います。この点賛成できません。

それから最後に、これは直接税中心から間接税中心に移行する税制の一環としてこれが現われておりますが、砂糖消費税を引き上げるという点にはつきり出ておりりますが、税金を納められないほど低所得の人は、所得税を減らしても何ら恩典がないのに、間接税だけふえてしまつたら、まるつきり負担がふえるわけです。従つて直接税中心から間接税中心に移つて、いますぐ、貧困階級は一体どうするか。所得税を納められる人は一応減税によつて負担が軽減されるけれども、所得税を納められないほどの低所得者は、間接税増収によって物価が上り、その負担をまるまるしょつてしまふ。こんな不公平な税制はないと思うのです。貧困階級はどこの間接税移行によつて生活が困つてくる、こういうような税制改革になつてゐるわけです。

以上の点から、その趣旨は必ずしも悪くないのでけれども、これではせつかく不均衡を是正しようとしてちつとも不均衡是正になつていません。しかも地方税の増税を考えますと、実質的には、百五十一億の減税と言いますけれども、家計に直接響く負担軽減というものは百五十一億じゃありません。砂糖関税の引き上げ、あるいは地方税の増税を考えれば、これは百五十一億減税というのは名目に過ぎない。そういう点で依然として不均衡が是正されていないこの所得税法の

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言あります。ないようであります。が、討論は終りましたと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ない上認めます。

それではこれより採決に入ります。

所得税法の一部を改正する法律案(國法第八号)を衆議院送付案通り可決することとに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 多数であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。それから、多数意見者の御署名を願っています。

多數意見者署名

山本	米治	岡	三郎
土田国太郎		青木	一男
青柳	秀夫	井村	徳二
川村	松助	木内	四郎
菊田	七平	白井	勇
西川甚五郎		藤野	繁雄
平林	剛		

○委員長(岡崎眞一君) 次に租税特別措置法等の一部を改正する法律案を審議題といたします。

本案につきましては質疑はすでに終了いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のござる方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

○岡三郎君 私は社会党を代表いたしまして、租税特別措置法等の一部を改

正する法律案に対して反対いたします。本法律案につきましては、提案の中に説明しております通り、それぞれの改正点が述べられておりますが、航空機の燃料用の揮発油についての免税措置を三十四年三月三十一日まで延ばすこと、および有価証券取引税法について、税率を検討して、それぞれ引き下げたこと、また登録税法について規定の整備を行なったこと等についでは可とするものであります。法人の支出する交際費等について損金不算措置を拡大したと申しておりますが、この点につきましては、「基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する全額又は当該事業年度の取引金額に一定の割合を乗じて算出した金額のうち」、という、この基本的な問題について改正を加えられずに、部分的な改正終つておるという点が、不満なのであります。さらに租税特別措置法等の改定めのあるもの、また期限の定めのないもの等の中からさらにセレクションしていくべきとして、取れるものを十分取っていくという方針を確立してもらいたかったのであります。さらに歩進めるならば、法人税の特別措置は特に全廃していく方針を出してもらいたかった。そういうふうな観点から、本法律案の内容について特段大きな異論はないのであります。根本的な見地から、この法律案の提出に対しは賛成がたい、こういう理由をもつて反対をいたします。

第一に、この法案の提出の仕方が、これは非常に矛盾していると思うのです。法人の支出する交際費の損金不入の措置の拡大と、航空機の燃料用揮発油に対する揮発油税及び地方道税の免税期間を延長するということと、公社債等の譲渡にかかる有価証券取引税の税率を引き下げる措置等、この三つの間にどういう関連があるのでしょうか。これはみな別々の法律案ですか。別々の法律案を一つの法律案において、これを処理しようとする、こんな不切な法案の出し方は私はないと思想です。これは個々の法案を軽く見て、こういうことではないかと思います。あるいは、衆議院で絶対多数を占っているから簡単にこれが通るのだ、というような見地に立って、こういふような法案の出し方をしてきていると思うのですよ。これがもつとさらに影響の大きいものであつたら、一体どうするか。これは個々に法案としてすべきじゃないかと思います。ですら、先ほど社会党の岡さんも、この最初の法人の交際費の損金不算入の問題については反対であるけれども、その他の方については別に異論はない、賛成であるけれども、反対の点が一つあるために、全体の法律案に対しても反をせざるを得なくなる、こういう結果になるわけです。こんな出し方は、これは今後すべきものではないと思うのです。法案の出し方 자체について私は対であります。

た措置をとるべきであったのを、これを中止して、今度は非常に不満足な形で出して参りましたが、内容については、この点に反対であつて、あとの他の二点については、別に私も異論はないのであります。しかし法案の提出の仕方がどういう形で出してこられましたから、鯨とまんじゅうどちらがうまい、こういうような論理の範囲の違うものを比較せよ、そうして賛否を明らかにせよといったって、これは無理であります。そういう意味で本案に反対であります。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。租税特別措置法等の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決する」とに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岡崎眞一君) 多数であります。〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いとう存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

山本
米治
青木
一男
井村
徳二
木内
四郎
白井
勇
藤野
繁雄

土田國太郎

山本
青柳
秀夫
川村
松助
西川基五郎
菊田
七平
西川萬五郎
菊田
七平

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

山本
青木
一男

多數意見者署名

山本
米治
岡
三郎
青木
一男

土田國太郎

捕されました乗組員の関係でございま
す。北海道地区あるいは中共地区等に
つきましては、最近中共との間におき
まして民間漁業協定が結ばれますると
か、あるいは北海道関係におきまして
は、ソ連におきまして諜報上特に疑問
のあるものだけをとどめおくというこ
とでござりまするし、国府関係におき
ましてもほとんど抑留の事実がござい
ません。問題は、李ライイン関係だけで
ございまして、この点につきましては、
外交交渉によりまして、こういう異
常な抑留が生じないようにせつからく折
衝中でございますので、平常に戻りま
するならば、この保険制度によりまし
て大体カバーできていくと思われます
ので、ただいまのところ、この保険制
度並びに見舞金によりまして政府とい
たしましてはこの問題の解決にあた
る、かように考えておる次第でござい
ます。

○木村禪八郎君 調査をいたした事実はございません。なる必要があること思うのです。しょっちゅうそういうことを聞かされるのですよ。ですからどういう予算を組むについてもやはり大蔵省としても寒情をよく知つていなければなりませんし、別に調査していないというのは、これは大蔵省が調査されなくとも、ほかで調査されたかもしませんが、それで大蔵省としては直接に調査されないでも、関係官員でおそらく調べておるところがあると思うのですが、今でなくともいいのですから、あるいは、農林省がどこかで、保険会計といったらば大蔵省ですが、それから見舞金關係も大蔵省ですか。それだったらば、今お調べになつていなければ、今後やつておられるのになつて、個人の責任でこうなつておられるのじゃないのですから、不十分であつたら適切な措置を講じてやるよう願ひたいのです。

○政府委員(宮川新一郎君) 農林省の方であるいは調査した事実があるかとこころ思いますがねども、ただいまのところ判明いたしません。いずれにいたしましても、寒情をよく調査いたしまして、寒情に合うよういたして参りたいと思います。御承知のとおりに今保険がありますと、保険に入つてない者に対するだけ寒情に即するような見舞金の支給をいたすように心掛けたいと思ひます。御承知のとおりに今保険があつたるものらしいですよ。個人の責任でどうなつたのじゃないのでしょうか。

もつとよく事情を調査して把握していくべきだと思います。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御質疑は……。

○土田国太郎君 さつき私、聞き落したのですが、韓國に四百七十四名でしたね、抑留者は。ソ連はどうなつております。

○政府委員(宮川新一郎君) 八名でござります。

○土田国太郎君 ほかありませんか。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいま申し上げました数字は保険加入者の数字でございまして、抑留者の数字はもう少し多うございまして、七百七十二名になつております。

○土田国太郎君 それは韓國……。

○政府委員(宮川新一郎君) 内訳を申し上げますと、三十一年一月末の数字でございますが、ソ連が五十九名、韓國が六百九十一名、國府が十一名、中共が十名合計七百七十二名になつております。

○土田国太郎君 これは保険加入者をまぜてのものですが。入つてのものですか。

○政府委員(宮川新一郎君) さよつてござります。

○委員長(岡崎眞一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて。御質疑がなければ、本案の質疑は一応この程度にとどめます。

○委員長(岡崎眞一君) 次に、本院先議でありまする物品管理法案、関税法等の一部を改正する法律案及び国有財産法の一部を改正する法律案の三案を

便宜一括議題として、政府より提案理由の説明を聽取いたします。

○政府委員(山手滿男君)　ただいま議題となりました物品管理法案は二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

最初に物品管理法案について御説明を申し上げます。

國における物品の經理は、物品会計規則により規制されているのであります。ですが、この規則は明治二十二年に制定をされたものであります。すでに多年を経過し、その内容も、近年とみに膨大かつ複雑になつた國の行政事務に對応する物品經理の基本法規としましては、必ずしも適當であるとは申しがたい状況にござります。一方、毎年度の会計検査院の決算検査報告におきましても、物品の過大なまたは不適當な調達や、不当な管理、保管の事例が相当見られるのであります。金錢の經理、國有財産の管理と並んで物品經理の制度をさらに整備する必要に迫られたのでござります。

このような情勢にかんがみまして、物品の供用は、各省各庁において作成をする需給計畫及び供用計畫に基き、または、物品の分類の目的に従い行われるべきこと等物品の管理の方法及び基準を定めるとともに、國の物品管理機関を整備し、その責任を明確にすることにより、物品の適正かつ効率的な供用をはかるために、今回、ここに、物品管理法案を提出をいたしました次第でございます。

以下、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明を申し上げます。

第一に、この法律の適用を受ける物品は、國が所有する勤務のうち、現

品、日本銀行に寄託される有価証券及び国有財産法の適用を受ける動産を除いたもの並びに国が使用するため保管する動産でございます。

第二に、各省各庁の長は、予算及び事務または事業を勘案して、毎会計年度、重要な物品の需給計画を作成をするほか、物品管理官においても、供用計画を立てて、物品の調達及び供用は、この計画に基いてなされるべきものとし、もって、物品の過大なまたは不適当な調達を防止し、計画的かつ効率的な調達及び供用をはかることとしたとしておるのでございます。

第三に、物品を供用の目的に応じて分類することとした点でございます。物品会計規則のもとにおきましても各省大臣が定める取扱規程において、分類が設けられておりましたが、その大部分は、供用の目的及び予算の目的とは無関係に、単に名称または性質による分類にすぎなかつたため、物品の調達については厳重な予算の規制を受けたにかかわらず、物品としてはその規制が必ずしも十分でないような事態を生じ、物品の合目的的な供用のための方法となつていないうらみがあつたのであります。よつて、この法律案におきましては、物品の分類は、原則として、予算の目的に反しないよう設けるものとし、物品の使用はこの分類の目的に従つて行わるべきものとしたしました。これによつて、予算が執行され、物品になつた後ににおいても、その物品について予算の目的が追求され得ることとなり、物品の合目的的使用が確保されることとなる次第でございました。ただし、所要の場合には、物品の分類を変更することを認める等物

供用の効率化、円滑化をはかるとともにあわせて配慮をいたしております。

第四に、物品の管理機関いたしましては、各省各局の長が所管物品の管理の責に任することはもちろんでございましたけれども、その下に、物品の管理事務を行う物品管理官、物品の出納保管事務を行う物品出納官及び物品の供用事務を行う物品供用官を設けることといたしました。また、物品を管理する職員が、故意または重大な過失により、法令に違反をして物品を亡失損傷する等に損害を与えたときは、会計検査院の検定に基いて、及び物品を使用する職員は、故意または重大な過失により、物品を亡失または損傷した場合には、それそれを損害を弁償しなければならないこととし、その責任を明確にいたしております。

第五に、その他物品の出納保管、処分、検査及び報告等物品の管理の基準及び方法を規定いたしております。次に関税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、税關手続の簡素化及び関税行政の適正化に資するため、関税法及び関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正しようとするものでございます。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、関税法につきましては、外国貿易船等が簡易手続により入出港することができる場合を拡張し、福島県小名浜港及び熊本県水俣港を開港し、福岡県板付空港を開港に、國貿易船等の入出港手続に、外國貿易船等の入出港手続に、外國貿易機が開港または税關空港に入港し、その船用品または機用品以外の貨物の積みおろしをしないで出港する場合に限り、簡易な入出港手続によることが認められておりましたので、船用品または機用品のほか乗組員の携帯品及び郵便物のみを積みおろしする場合に限り、簡易手続を適用することとしているのでござります。

次に、從来不開港でございました福島県の小名浜港及び熊本県の水俣港につきまして、これらの港における貿易実績及びその将来性にかんがみまして、これを開港法上の開港に指定するとともに、福岡県の板付空港につきましては、日本航空株式会社の福岡一那覇線の開設に伴い、これを税關空港に指定することとしているのでござります。

そのほか外國貨物で刑事訴訟法の規定により売却等の行われたものは、関税法の適用上輸入を許可された貨物とみなして手続の簡素化をはかるほか、収容貨物を廃棄処分できる場合を拡張し、また、収容貨物の換価代金を所有者に交付する場合におけるその貨物についての質権者及び留置権者の保護に関する手続を明確にする等所要の規定の整備を行うこととしておるのであります。

第二に、関税定率法の一部を改正する法律に関する改正点を申し上げます。

従来、学校等の給食用の乾燥脱脂小名浜港及び熊本県水俣港を開港に、福岡県板付空港を開港に、ミルクにつきましては関税を免除していいるのであります。免除を受けたミルクが実際に給食の用に供されるまでには、輸入者以外の者の手を経る關係に、外國貿易船等の入出港手続に、外國貿易機が開港または税關空港に入港し、その船用品または機用品以外の貨物の積みおろしをしないで出港する場合に限り、簡易な入出港手続によることが認められておりましたので、船用品または機用品のほか乗組員の携帯品及び郵便物のみを積みおろしする場合に限り、簡易手続を適用することとしているのでござります。

第三に、政府委員(宮川新一郎君)見舞金の支給につきましては、抑留期間に応じまして、金額の差をつけているのです。一人当たり幾らと計算しております。家族の数に応じた支給の方法は講じておられません。従いまして藤野先生の御指摘のように、あるいは実情に合わん点があるがと思ひます。先ほど申し上げましたように、なおよく実情を調査いたしまして善処いたします。

○藤野繁雄君 抑留の乗組員は、今說

つきましては、從来外國貿易船または外國貿易機が開港または税關空港に入港し、その船用品または機用品以外の貨物の積みおろしをしないで出港する場合に限り、簡易な入出港手続によることが認められておりましたので、船用品または機用品のほか乗組員の携帯品及び郵便物のみを積みおろしする場合に限り、簡易手続を適用することとしているのでござります。

次に、從来不開港でございました福島県の小名浜港及び熊本県の水俣港につきまして、これらの港における貿易実績及びその将来性にかんがみまして、これを開港法上の開港に指定するとともに、福岡県の板付空港につきましては、日本航空株式会社の福岡一那覇線の開設に伴い、これを税關空港に指定することとしているのでござります。

その他の管理に関する特例を設けるとともに、別途御審議を願つております。物品管理法案と関連して国有財産の範囲を調整するほか、行政財産について各省各庁相互の間における使用の調整をはかります等のため、この法律案を提出いたした次第であります。

まず第一に、合同庁舎等の管理に関する特例を設けようとしております。現行国有財産法においては、合同庁舎等二以上の各省各局の長において共同して使用する行政財産につきましては、これを所管する者が明確に定められていないのであります。これで、その人の実生活に即したような見舞金をやっておられるのか、その点お

り、生活も非常に困っているようなものも多いのですが、政府においては、一律にやっておられるのです。あるいは家族のようなものも考慮が多いようあります。またその抑留されたところの人の家族の数によつて、生活も非常に困っているようなものも多いのですが、政府においては、一律にやっておられるのです。しかし、あるいは家族のようなものも考慮したこと等にかんがみ、これを国有財産として取り扱われて参りました航空機につきましては、航空機が近時國においてその用に供するところが顕著となりましたことに伴いまして、從来物品として運営されているのであります。

○藤野繁雄君 抑留の乗組員は、今說

校、研究所等の施設の用に供する機械及び重要な器具は物品として取り扱うのが四百八十二人、こういうようなことでございますが、この保険を付し

てない人に対して、いろいろ見舞金をやっておられる。こういうことで見舞金をやっておられることはまさに

○説明員(中村正路君) 所管外でありますので、直接私の方で調べてはおりませんが、抑留された船に漁獲物があつた場合は、向うで一定の価格で買上げてもらっています。従いましてそういう買い上げた金が向うで使いますので、漁獲物を全然持っていない船の場合とは、若干違ひがあると思います。

のうちで、刑期が満ちて帰ることなどが、きるような身分になっている者でありますから、帰ることができないで困っているというような者が相当あるといふようなことがあります。そういううな者がどのくらいいるか。
○説明員（中村正路君） これは韓国奥地だけの関係になると思いますが、韓国関係のうち四百七十四人の現在残つております人のうち、二百二十九人が、昨年からそのまま帰れないでいる方でございます。こういう方はおそらく全部刑期を終つた方だらうと思つております。
それからまた本年に入りましてから、つかまつている方は大体七月、八月あたりから、私の記憶では八月以降と思っております。こういう方はおそらく最近刑期が一ヶ月などでみますと、半年前後の者が多いようござります。夏につかまつた方は大体刑期が終つたのじゃないか、若干の人が十一月ごろつかまっておりますが、これから的人は刑期にあるのじゃないか、こういうふうに考えております。
○藤野義雄君 今朝鮮では、二百九十九人ぐらい大体刑期が満了したのだろうというようなお話をありますが、そうするというと約半分です。私の聞く

ところなどよれば、刑期中の者と刑期満了した者との待遇が非常に異なっていて、刑期満了したところの者が却つて困難な状態に陥つてゐる、こういうふうなことを聞くのであります。しかし、裏であります。
○説明員(中村正路君) 帰つて参りました船員の方に聞きますと、今おっしゃられたようなことを申しております。
○藤野繁雄君 そうしますといつて、刑期中の者よりも刑期満了の者が困つてゐる、こういうふうなことであります。
○政府委員(宮川新一郎君) どうしてですか?
○藤野繁雄君 そうしますといつて、刑期中の者よりも刑期満了の者が困つておられるのであるが、できるだけすみやかに交渉をまとめて、そして刑期が満了した者はすみやかに帰つて来るようになつたからです。また帰ることができないような場合であつたらば、刑期中の者よりも待遇が悪くならないよう、そういうふうなことは十分考慮をお願いしたいと希望を述べて私の質問を終ります。
○岡三郎君 昭和二十八年度、二十九年度、三十年度について抑留された被をちょっとお述べを願いたいと思ひます。
○政府委員(宮川新一郎君) 二十八年度の数字を申し上げます。ソ連関係が三百九十六名、韓國が六百六十名、國府が二十四名、中共が二百九十七名、合計千三百七十七名でござります。二十九年度はソ連が五百六十五人、韓國が四百八人、國府がゼロ、中共が百七十七名、合計千百五十名でござります。三十年度はソ連が一千九人、韓國が四百三十九人、國府がゼロ、中共が二十四名、合計千四百六十二名でござります。

○岡三郎君 それでは、これは一十八年年度ではなく、初めから數えて損失補てん金の總額は大体どのくらいになりますか、今までに……。
○政府委員(宮川新一郎君) 二十八年年度に七百万円繰り入れております。一十九年度は一千五百萬円、それから三十年度の七月に七百万円、合計二千九百万円支給しております、今回の六千三百五十万円さらに追加されるわけですが、ござります。
○岡三郎君 今回は從前に比較する上ですいぶんよえてきたわけですが、この原因はどういうわけですか。
○政府委員(宮川新一郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、最近李ライン関係、韓国関係の抑留期間が非常になくなっています。そういう關係でござります。
○岡三郎君 相当長期にわたるので生活状態についてさきに質疑があつたわけですが、具体的にその家族についての生活状態の調査資料がありますか。
○政府委員(宮川新一郎君) 先ほどお答えいたしましたように、ただいま資料を持ち合わせしてございません。
○岡三郎君 それについては一つ農林省等にあつたならば、そろえてもらいたいと、こう希望申し上げます。
それからこの問題について直接これ
は大蔵省との関連ではないのですが、特に朝鮮水域等において依然として出漁しなければ生活がたたぬ。ところが李ラインの線そのものが明確ではないばかりではなくして、向うへ入らなければ生活が成り立たぬし、行けばどこかのような状態になるというところで大

きな問題が起つておるわけですが、根本的に考えれば雇われている人たちですね。いわゆる雇つている人々はつまらないので、雇われている人がつかまつてゐるわけなんです。といふとになると、これはこの中に書いてあるように、賞与とかそういうものは一体どうなつてゐるのか。実績が上りなければ賞与をやらぬということになるのか、そういういた点はどうなつてゐるのですが。

○説明員(中村正路君) 乗組員の手取歩合制度が大部分でござりまするので、漁獲の実績が、成績があがらないそれだけ乗組員の収入も減るわけでござります。

○岡三郎君 だから実際問題としてよりに行けば、つかまつてしまふし、よいつて雇われているからやはり当然冒険をおかしても出漁するということになつた場合に、実績給与が落ちるということになつたならば、漸次志気が沮喪するし、寒露問題として残された家族がたまたまものではないといふふうに考へれば、やはり抑留される当時の給与実態というものを精査して、それに相応する損失補てんというものを考えてやらなければ國としてはいけないのでないか、こう考へておるのであります。私がその点はどうですか。

○説明員(中村正路君) ただいま御指摘の点は重々ごもつともだと思ひます。これは漁村によつて一律ではないのでござりますが、危険の海域に行く乗組員につきましては、特に船主が保証できるだけ多くつけるといふと、

ようにしてもらいたいと、どう思つておりますが、給与保険では給与の六〇%以上保険につければならないということになつておりますし、その額は一足はしておりませんが、多い船は一人当たり平均三万円ぐらいのものもございます。全体といたしまして給与保険に入っているものは月間一万五千円前後の給与額になつております。

○岡三郎君 やはり出す方の大蔵省はできるだけそれを減額するというふうな気持ちが動くかもわからない。それだからもう少しその点の実情を聞いて、あなた方が直接調べることにならないかもわからぬが、十分聞いてこれは特例中の特例ですからね、やはり損失補てんという観点よりも、国際的ないわゆる日本の外交上における一つのこれは被害者だということに考えられて、当然な措置をとつてもらうよう考究願いたいという点を申し述べて、最後にこの繰入額算出基礎表の中で給与再保險料として数字が載つておりますが、そのカットの中の「収納未済を含む」という、この収納未済はどのくらいありますか。これは昭和三十年四月から昭和三十一年二月末までという数字です。

○説明員(中村正路君) この数字は調べましたのが少し前でございまして、二月末までに入つて来るものを一部予定いたしましたので、収納未済という言葉が使ってございますが、この保険につきましてはその期間が過ぎての収納未済というのは今までのところございません。

地の方は十五日が十日になるわけです
ね、五日減るということになります
ね。消費地の方は十日になれば二日ふ
えますけれども、それは百二十円の配給
価格でなく、希望配給の百二十円です
か、百二十円の方でそれは配給する、
この三日を、希望配給の三日を五日に
ふやす、こういう形になるのですか。
○政府委員(清井正君) 実施上につき
まして若干問題はございますが、今
予算上の立て方はそういうふうにい
たしたわけでございます。と申します
のは、ただいま申し上げました通り今
の外米が六百五十円で売つております
が、これは四月から六百円平均に下げ
るわけでございます。そうしてこれは
生産地と消費地を通じて外米を政府が
配給をいたそうというふうに考えてお
ります。これは先行き下る要素もござ
いますので、三十二米穀年度からは十
日分は基本配給いたしますけれども、
うち二日程度は普通外米になるとい
ふことになりますので、全国を通じます
というと基本配給価格で配給される米
は大体八日分の内地米が基本配給価格
で配給され、あと二日は希望配給価格
で配給されることになるのではないか
と計算上は考えております。ただ生産
地といたしましては、そのほかにただ
いま申し上げましたように外米等を安
く配給されますので、安く配給される
外米と、それから基本配給と、それから
幾分高い希望配給の米、この三つを組
み合せまして、大体現在程度のものは
維持できるのではないか、こういうふ
うに考えております。

く、内地米について生産地で十五日が十日に減る分について、これが消費地に回ってきて、それは希望配給の方として、内地米を希望配給で買うういうことになりますね。

○政府委員(清井正君) 一部についてお話を通りであります。

○木村禪八郎君 そういうことになりますね。

○政府委員(清井正君) はあ。

○岡三郎君 損失の中において黄変米——病変米が相当あると思いますが、これはどのくらいになつておりますか、これはこの損失の中です。

○政府委員(清井正君) これは二十九年度決算すでに十五億美は落しているのです。評価減として落しておられます。三十年度は御承知の通り、最近厚生省から一割以上——一定程度拡張した結果、支障がなければ配給してもいいということが出たのですが、ただいまのところはみそ、しょうゆ等に販売いたしております。これは相当高目に売れてるのでありますし、思つたほどの損失はないわけですが、三十年度におきましての損失は二億四千万円と計上いたしております。

○岡三郎君 それで再掲示して配給するということになると、これはどういう方法によるのですか。

○政府委員(清井正君) ただいまの厚生省からの御結論を得ましたので、私どもの方で学者を集めまして、サンプリング委員会を開いて、どの程度の数量を検査すれば全体が安全だということがいえるかという、そのサンプリングの研究を今やつてもらつております。その研究が済み次第、ただいま政府の持っております十四万トン余を全

部搗精いたしまして、それをさらに厚生省の研究機関に委託いたしました。検査して結果がわかりましたものについて順次販売いたすということになるわけですが、これは直ちに主食に販売いたすということは看めておりません。とりあえずはみそ、しょうゆ、それから菓子、それからアルコール、いわゆる主食以外の原料用でできることはただ回したいということで、逐次売るだけいたしたいと考えております。

○岡三郎君 そういうふうな、いわゆる損失を生ずると三十一年度へ回るわけですか。

○政府委員(清井正君) これがどのくらいで販売されるかわかりませんので、はつきりした数字は言えないでござりますが、ただ私どもとしては、二十九年度で十五億落しております。さらと三十年度で二億四千万円、さらに三十一年度で、これは相当高価に売れるかもしませんが、その保管料が何かの関係で、ただいまのところは売却の値段が推定がつかないので、何とも申し上げられません。やはり持越米の保管料が相當かかりますのですが、三十一年度において適当な価格で売れれば損失はないかもしれません、ちょっとそのところはわかりません。

○岡三郎君 相当数量だから、結局主食に出さなければ消化できないのじゃないか、こう思われますが、そうするといふと主食に出す場合に、これは黄変米の再搗精したものだからといふのをやるといふと、いわゆる売れ行きが悪いから、ませてやるのですが、いわゆるませてやるなら希望配給でやるのかということです。

○政府委員(清井正君) ただいまのと

これは主食に売るとどうとはきめていないのです。ただいまのところは擲精いたしまして、売るかどうかがわかりましても、今申し上げましたことは、配給という立場から見ますと、消費者の安全擁護ということがありますので、とりあえずは全部原料で販売いたそうということになります。

○木村禪八郎君 ちょっと関連して。前に河野農林大臣が、主食に回すということはしない。それで別途の用途を考へるために、何か審議会みたいなものを作つて、そこに諸問題とかが言つていたのですが、今のお話だと、結論によつては主食に販売するかもしれないですね。

○政府委員(清井正君) いや、主食に販売するということは申していないのです。たゞいま私どもの考え方によつてしましては、主食には売りたくないと思つております。と申しますのは、厚生省の御結論によりまして、一定割合だけ搗精して、菌がなければ主食にしてもよろしいわけでござりますけれども、私どもの配給というものの立場から申しますと、消費者の安全感よりいうこともござりますし、ただいまの販つてもよろしいわけでござります。主食に売らなければどこに売るかといふ点になりませんけれども、その点はみそ、しょうゆ、あるいはアルコール等がござりますので、いわゆる主食以外の原材料に売ろうということです、ただいま売り得るものだけは売つ

ておるのあります。さらにサンプリンク委員会等の結論を得まして、掲精したもののが爾のないものにつきましても、現在申し上げますものにつきましても、同様に売つていこうと考えておりまして、ただいまのところは主食に売るという考えは持っていないのであります。

○木村謙八郎君 しかし、それは主食に売らないとしても、横流れする危険があるのじゃないですか。

○政府委員(清井正君) その点は私ども最も心配するところでござります。そこで前々からこの問題につきまして売り渡つておりましたのも、非常に併価格で売りますことによるただいまお話をのような弊害があつてはならないよいうことで、一時そういう事実もあつたものでござりますから、非常に心配をいたしておりますのでござります。そこで売却をいたします場合におきましても、私どもといたしましては、実需者団体に直接売却をいたすということになつたっております。全国の実需者団体と直接話し合いをいたしまして、また知事の証明によつて直接売却をいたしておるのであります。みそにしろ、しようとします、その他全部同様の方法によつていきまして、確実に食糧事務所の倉庫から実情者の団体を通じて、実需者の工場に直接流れるよう県知事の監督のもとに実施をいたしておりました。また、この問題につきましては逐次関係の取締当局にも連絡をいたしましたが、いつ幾日どういう数量をどこへ売つたなどを連絡してあります。また、この問題につきましては逐次関係の取締当局にも連絡をいたしましたが、いつ幾日どういう数量をどこへ売つたなどを連絡してあります。そうして司法当局におきましては逐次関係の取締当局にも連絡をいたしましたが、いつ幾日どういう数量をどこへ売つたといふことを連絡してあります。この点につきまして十分監督をしていただくこといたしております。

そういうことで、流通経路は注意をいたしております。価格につきましては、できるだけ安く売るということにようて、ほかに流れる危険がございませんので、実需者の方はできるだけ安いということを希望いたしておるのでありますけれども、私どもの方といたしましては、できるだけそういうことがないよういたしております。現にみそのときはトン当り五万六千円ぐらいで売つておりますので、今まで売つておきました価格と同程度の価格で売つておるのであります。私どもいたしましては、割合に高い価格で売れている。こういうふうに考えておるようなわけでございまして、今までの実例に従いまして、せっかく売りましたのが他に流れることのないようになります。病院米を全部そういう今まで十分注意をいたしておりましたけれども、今後もこの点につきましては、十分注意を払つていきたいと考えておるわけあります。

○木村禪八郎君 病院米を全部そ

うように処理しますと、最後にどのく

れども十億円ほどあります。

○政府委員(清井正君) その損失の点

は、今ちょっとはつきり計算が出ない

のであります。ただいま申し上げま

した通り、すでに二十九年度で十五億

落しております。三十年度で二億四

千円の損失でございます。三十一年度は、たいまのところでいきまして、果してそれがどの程度の価格で売れますか。厚生省の御結論があるものでございますから、それが搬送費とか金利、保管料、輸送費、売却価格といふものが差引になるわけでございまして、ただいまのところ、それが三十一

年度においてどのくらいの損益として

現われてきますのか、ちょっとたぱり

いまのところ、私ども自信を持った数

字は申し上げかねるのでござります

が、いずれにしても三十年度は二億四

千円といふことでござります。二十

九年度に十五億を落すということで

参つておるのであります。正確な数字につきましては、いましばらく御猶予を願いたいと思うのであります。

○木村禪八郎君 まあずいぶん大きな損をしたものだと思うのですが、今

法律案の中では、今度の食管の百億円は

インベントリー・ファイナンス、二十一

六年度一般会計から繰り入れたもので

すが、これは一般会計へ百億円戻さな

くともいい、こういう整理の仕方なん

ですね。

○政府委員(清井正君) この問題は二

十六年度に一般会計から繰り入れまし

て、一般会計から繰り入れただけに

なつております。食管特別会計だけ

がこれが貸借対照表の負債になつてお

るわけであります。従いまして、今回

これを戻さなくてよろしいというこ

とになりまして、一般会計とはこれで何

ら返済の義務がなくなることになります。

○木村禪八郎君 そうすると何か食管

に余裕があつたときに、一般会計へま

ら、一般会計と特別会計、正確に言い

ますと一般会計の特別会計に対する債

権でありますけれども、政府といたし

までは、別に債権として整理いたし

ませんで、ただ予算上二十六年度に百

四十三億四千万円繰り入れて、法律に

よりまして、そのうち百億円は特別会

計から一般会計に返るものだと、どうい

うふうに規定されておりまして、従い

まして、特別会計では負債として整理

されておるわけでございますが、一般

会計としましては、別にこれを債権と

ふうに私どもは考えておるわけであり

ます。

○木村禪八郎君 一般会計の方はどう

いう損金になるんですか、どういう処

理の仕方になるんですか。

○政府委員(清井正君) 一般会計は、

これまで全然関係がなくなるとい

うふうになります。私は、これまで何

ら返済の義務がなくなることになります。

○木村禪八郎君 それで、今度の法

律改正によりまして、一般会計と縁が

切れるわけでござります。

○木村禪八郎君 さつまのお話です

と、これで一般会計と縁が切れてしま

うんでしよう。

○政府委員(宮川新一郎君) 今度の法

律改正によりまして、一般会計と縁が

切れるわけでござります。

○木村禪八郎君 その点よくわかりま

せんね。それじゃ一般会計だけずっと

見たんではその関係はわからぬです

ね。インベントリー一百億出している

それがそういう食管の赤字埋めになつ

た。しかし最初はその赤字を埋めるた

めに出したわけじゃないんでしょう。

○政府委員(宮川新一郎君) 正確にや

りますためには、御指摘の通りやる方

が経理が明確だと思いますが、そい

うふうに特別会計から一般会計に百億

入つて、またさらに百億出すという、經

理が回り回ったやり方ではなくして、

この法律によりますと、先ほど申しま

したように、予算の定むるところによ

り繰り入れなければならないという規

定になつておりますので、この法律の

条項を落しますれば、特別会計として

一般会計に百億円を繰り戻す必要がな

が、つまり一般会計として食管特別会

計に債権はないのですから。

○政府委員(宮川新一郎君) 当時の法

律によりますと、先ほど御説明申し上

げましたように、後日食糧管理特別会

計から、予算の定むるところにより、

一般会計に繰り入れなければならな

いことになりますので、結局その百億円

はよろしいということになるんじゃな

いかと私は考えておるのであります。

○木村禪八郎君 初めて伺いますが、

食管の方では負債になって、一般会計

の方ではこれは債権になつていい、

そういうふうになるわけですね。

○政府委員(宮川新一郎君) さよう

で、後日一般会計に入るときに一般会

計の方の歳入に計上すればいいんじや

ないか、かように考えておる次第であ

ります。

○木村禪八郎君 私はこう思うのです

が、つまづくと、一般会計に返して、一般会

計に繰り入れなければいいんですね。

○政府委員(宮川新一郎君) さよう

で、後日一般会計に入るときに一般会

計の方の歳入に計上すればいいんじや

ないか、かように考えておる次第であ

ります。

○木村禪八郎君 さよう

で、後日一般会計に入るときに一般会

計の方の歳入に計上すればいいんじや

ないか、かのように考えておる次第であ

ります。

○政府委員(宮川新一郎君) さよう

で、後日一般会計に入るときに一般会

計の方の歳入に計上すればいいんじや

ないか、かのように考えておる次第であ

ります。

くなる、義務はなくなってくる。それによりまして一般会計は別に債権として経理しておりますので、予算上差しつかえない、こういう考え方で法律の条文を削除することにいたしたのです。

○山本米治君 それと同じ問題は、外為特別会計にあるわけです。なお今まで一般会計から出投資をしているわけですね。あれは何か似たような問題で債権としては考えておらぬ、一般会計は、そうすると返すべき義務はあるようないような、義務としてはないかも知らぬが、それはどういう法律關係になるんですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 御指摘の点でございますが、外為会計も同様に一般会計の方は債権として経理しておりませんが、かりに外為会計の方が廃止ということになりますと、当然これは一般会計に併合されるべきものだと考えます。従いまして、特別会計に入つておるか、一般会計に入つておるかという点の違いだけございまして、将来同じような事態が起りました際は、一般会計の方に特別会計の外為資産が入つてくる、かように経理されるべきものだと思います。

○山本米治君 出投資はどうですか。国民金融公庫とか中小企業金融公庫とか、そのほかたくさんありますね。

○政府委員(宮川新一郎君) 出投資につきましても、それは別に法律で規定いたしまして、残余財産を振り向け得るというような法律をいたしまして、一般会計として処理すべきものと考えております。

しょう。資産があるということなんですよ。それから貴金属特別会計でも外為会計でも、外為会計なら為替というものがあるでしょう。貴金属特別会計なら貴金属といつものがある。資産見合いにおいてインベントリー・ファイナンスをやっているでしょう。そうすると今度は食管会計は見合資産というのではなくなるわけですよ。そうすると、一般会計でインベントリー・ファイナンス、資産見合いになつているのに資産がなくなつっちゃっているんですね。そういう経理の仕方でいいんですね。資産見合いの勘定ですからね、インベントリーは、それで資産があるということになつていて、資産が消えてしまつているということはおかしいじゃないですか。そのまま、だから一般会計に返して、これは損金として、一般会計であらう資産がないということで処理しなければ、ないのにあるがごとく一般会計ではなつていて、これがどういふので、この処理の仕方は、

で、短期のインフレ要因を断ち切る意味で、われわれの糧金でそうして金融したのでしょうか。それには資産があるんです。資産があるからこそそれは返せるわけで、金融と同じことだったんですよ。御承知の通り短期金融なんですよ。「貸し倒れだよ」と呼ぶ者あります。貸し倒れですよ。そうすると、そういうふうに処理しなければいけないものをこんな形で、何か返さなくていいのだ、何か見合うのだから返さなくていいというような形では、一般会計に見合わないことになりますよ。インベンツトリーやファイナンスの趣旨から言えば、今インベンツトリーやファイナンスで一般会計は外為として特別会計に提出しておりますが、資産があるのですよ、特別会計に。それで返せといえれば、貴金属を売れば返せなのです。食管会計でも米といつものがありましたからね。見合う資産がないものをあるがために、いたわけです。そうしたら見合いの資産がないということになるから、一般会計の方は……、そういうわけですね。見合う資産がないものをあるがために、とくなつておるのでです。何か処理しなければいけないのでしょう。だから食管会計の赤字補てんのためにそれを繰り入れるということにすればはつきりするのですよ。

され落せば、食管の方の見合いの資産がございませんので、これで政府が前に入れたもののうち、百億円は返してもらわなくてよろしいという法律体系にすれば、別に新しく予算措置を講ずることなくてもいいじゃないか、かように考えまして、こういう法律改正をいたしたわけでございます。

○木村禪八郎君 それは違うのです。「予算の定めるところにより」というのは、予算総則が何かで書かなければいけないのじゃないですか。法律の定まるところによりじゃなく、予算の定めるところによりとうとう予算総則に書けばいいのです。書く必要があるのです。

○政府委員(宮川新一郎君) この「予算の定めるところ」という言葉の意味は、特別会計の歳出に立て、一般会計を繰り戻し金というふうに特別会計の予算にこれを計上するという意味と心得ております。

○木村禪八郎君 本予算のことは関係ないのですかね。

○政府委員(宮川新一郎君) 返しましては、本予算の方に一般会計の方に影響してくると思いますけれども、返さない場合は、これは一般会計の方には別に予算の方に何らの計上あるいは規定をする必要はないものと考えておられます。

○木村禪八郎君 その点はもう少しとく私研究してもらわぬとわからないですね。それからかりにそれで法律的には違反でないとしても、しかしこういふ赤字の整理の仕方としては非常に不明白ですね。どうも今後やはり予算がわざりいいという形でなければならないのに、一般会計を見たのでは、前のイ

ンベントリー・ファイナンスが入って来るのかわからぬわけですね。
○山本米治君 要するにインベントリー・ファイナンスとして一般会計から出したものは、一体債権であるのかないのか、法律上の性質は。出したときはやりっぱなしで債権とするつもりはない。一方受けた方は、いつ取り返されるかもしないので、一方負債として計上しておるのでは、平仄が合ぬわけです。一般会計にするか、特別会計にするか、どうなんですか。債権なら一へん返してもらうということになるし、やりっぱなしであつて債権じゃないのかいふか。

法といたしましては、そういうやり方のほかに、取り戻すべき、いわば何といいますか、債権を免除してやるという格好で、その赤字を補う方法もあるわけでござりまするので、そういう方法によって、正確には債権債務にございませんので、そういうような債権免除に準ずるような方法で赤字を補てんするという格好にいたしたものと心得ております。

○木村祐八郎君 それは一般会計は不良債権の切り捨てをやっているのです。それは実質的には資産見合いの勘定なんでしょう。ドッジさんのときの成立の、ああいうのが起つてきた過程を見れば、当然だから返るものということになつてゐるのでですがね。これは実質的には債務だと思いますがね、実質的は……。それだからこの不良債権は切り捨てなければいけないのですよ。ほんとうはね。整理をしなくてはおかしいわけですよ。一般会計も……。それは当然資産見合いとして返つてくるものと予定されているのが依然として一般会計にあるということになるのですよ。処理されていないのがおかしいじゃありませんか。ですからそれは法律論はあれとして、やはり予算は明確にしておかなければいけないですからね。これは予算の民主的性格として明瞭性ということが、これは私は言うまでもないと思うのですよ。明瞭にゃないですよ。予算はその意味では法律上かりにそれでかまわなくても、財政法の精神からいけば、これは私はこういう処理の仕方はよくはないじゃないですか。もつとすつたりとして、片っ方では一般会計でも落すと、そいつをはっきりと赤字補てんのために出したとい

う形をとれば一番いいと思うのですがね。それをただめんどうくさいというだけで、政府間だからそれでもいいんだということでは済まされないのでしゃないのですか。どうも私はそういう気がするのですがね。一般会計としては非常に不明確ですよ。この程度に……。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御質疑がなければ、本案の質疑は一応この程度にとどめます。

午後一時十三分散会

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

成立の、ああいうのが起つてきた過程を見れば、当然だから返るものということになつてゐるのですがね。これは実質的には債務だと思いますがね、実質的には……。それだからこの不良債権は切り捨てなければいけないのですよ。ほんとうはね。整理をしなくてはおかしいわけですよ。一般会計も……。それは当然資産見合として返つてくるものと予定されているのが依然として一般会計にあるということになる

三月九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税法の一部を改正する法律案
一、銀行法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号中「一万七千六百円」を「一万五千八百円」に「一千四百十円」を「一千二百七十円」に改め、同条第四号中「一万四千三百円」

三月九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

られたことの証明書又は当該期間内に輸出されたことを証明する書類その他必要な書類の提出がない場合、当該酒類がこの法律の施行後に同条第六項ただし書の規定による承認を受けて消費され、又は譲り渡された場合及びこの法律の施行前に日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十二号）第七条（日本における國際連合の軍隊の地

の一部を次のよう改正する。
第三十二条の次に次の一条を加える。
第三十二条ノ二 銀行ハ一人ニ銀行
資本及準備金（利益準備金、資本
準備金其ノ他株主勘定ニ属スル准
備金ヲ謂フ）ノ總額ノ十分ノ一ヲ
超エテ金銭ノ貸付（手形ノ割引ヲ
含ム）ヲ為スコトヲ得ズ
第三十五条の次に次の一条を加
える。
第三十五条ノ二 銀行ガ第三十二条
ノ二ノ規定ニ違反シタルトキハ監
督委員會ハ該銀行ノ監督權ヲ停止
シ又は該銀行ノ運営權ヲ停止シ得
ズ。

物品税法を廃止する法律
物品税法（昭和十五年法律第四号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧物品税第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定によ承認を受けて製造場から移出し

第三十二条の次に次の一条を加える。

物品税法を廃止する法律
物品税法（昭和十五年法律第四号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧物品税第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定によ承認を受けて製造場から移出し

物品税法を廃止する法律
号)は、廃止する。

位に関する協定の実施に伴う所得
税法等の臨時特例に関する法律
(昭和二十九年法律第百四十九号)
第四条において適用する場合を含む。
又は輸入品に対する内国消費
税の徵収等に関する法律(昭和三十
一年法律第三十七号)第五条第一
項若しくは第七条第一項の規定に
より酒税の免除を受けた酒類につ
いてこの法律の施行後にこれらの
法律の規定により酒税の追徴が行
われる場合における酒税の徵収に
ついては、なお前項の例による。

三二一四〇年四月一日施行の法律に依つて、本店ヲ有スル銀行ノ本法施行地外於ケル代表者ヲ三十万円以下ノ料ニ處ス

締役、支配人又ヘ本法施行地外
して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
この法律の施行前に銀行のし資金の貸付（手形の割引を含む
で、この法律の施行の際現に存るものについては、なお従前のいによる。

1 附 則

2

物品税法を廃止する法律
号)は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、
は課すべきであつた物品税につ
ては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧物品税
第十一條第一項、第十二條第一項
又は第十三條第一項の規定によ
承認を受けて製造場から移出し

又は保稅地城から引き取つた物品に係る物品税について、なお従前との例による。

4 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十一年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「物品税法第一條第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品」及び「物品税」を削り、同条第二項中「物品税法第九条」を削る。

第八条及び第九条中「物品税」を削る。

5 田紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙」及び「若しくは物品税法第十六条ノ二の規定による表示」を削り、「若しくはこれらに」を「若しくはこれに」に改め、「若しくは表示」を削る。

6 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

7 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

9 第十二条第三項中「物品税法第十条及び第十六条ノ二」を削る。

10 第十九条中「物品税」を削る。

11 第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除
第十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税及び地方道路税を徵收する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り滅失したものについて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第十一条第一項中「前二条の規定により物品税又は」を「前条の規定により」に、「物品又は揮發油は、第九条第一項各号及び」を「揮發油は、」に改め、同条第三項中「物品又は揮發油に対する物品税又は」を「揮發油に対する」に改める。

4 第四条第二項中「物品税法第十一条」を削る。

5 第五条第一項中「物品税」「「移出」若しくは」及び「移出若しくは」を削り、「第五条第一項本文」を「第五条本文」に改める。

6 第六条第一項中「物品税又は」及び「製造者又は」及び「移出又は」を削り、同条第二項を削る。

7 第七条第一項中「日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第四十号）」を削る。

8 第八条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

9 第九条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

10 第十条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

11 第十一条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

12 第十二条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

13 第十三条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

14 第十四条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

15 第十五条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

の相互防衛援助協定の実施に伴う開港法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

1 第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を削る。

2 第二条第一項中「物品税」「「移出」若しくは」を削り、「第五条第一項本文」を「第五条本文」に改める。

3 第四条第二項中「物品税法第十一条」を削る。

4 第五条第一項中「物品税又は」及び「製造者又は」及び「移出又は」を削り、同条第二項を削る。

5 第六条第一項中「日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第四十号）」を削る。

6 第七条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

7 第八条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

8 第九条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

9 第十条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

10 第十一条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

11 第十二条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

12 第十三条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

13 第十四条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

14 第十五条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

15 第十六条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

13 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

1 第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を削る。

2 第二条第一項中「物品税」「「移出」若しくは」を削り、「第五条第一項本文」を「第五条本文」に改める。

3 第四条第二項中「物品税法第十一条」を削る。

4 第五条第一項中「物品税又は」及び「製造者又は」及び「移出又は」を削り、同条第二項を削る。

5 第六条第一項中「日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第四十号）」を削る。

6 第七条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

7 第八条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

8 第九条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

9 第十条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

10 第十一条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

11 第十二条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

12 第十三条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

13 第十四条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

14 第十五条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

15 第十六条第一項中「、入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

1、所得税法第八条の一部改正に関する請願（第七一二号）

1、長野県旧武德会町道場払下げに関する請願（第七一九号）

1、所得税法第八条の一部改正に関する請願

大蔵大臣が指定する者の所管に属するものとする。

第十四条に次の一号を加える。

六 行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとするとき。

この法律は、公布の日から施行する。